明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令（財務・厚生労働・農林水産・経済産業二）　一
○中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第十一条第一項の主務省令で定める金融機関を定める省令の一部を改正する省令（財務・経済産業六）　二
○中小企業信用保険法施行規則の一部を改正する省令（経済産業六一）　二

〔告　示〕
○原戸籍の一部が滅失した件（法務四三三）　二
○日本国に帰化を許可する件（同四三四）　二
○円借款の支出期間の延長に関する日本国政府とインドネシア共和国政府との間の口上書の交換に関する件（外務二九四～二九六）　三
○アゼルバイジャン共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とアゼルバイジャン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二九七）　三
○人材育成奨学計画のための贈与に関する日本国政府とウズベキスタン共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二九八）　三
○キリノッチ上水道復旧計画のための贈与に関する取極の修正に関する日本国政府とスリランカ民主社会主義共和国政府との間の書簡の交換に関する件（同二九九）　三
○航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示の一部を改正する件（国土交通九五一）　三
○東京国際空港の施設について告示した事項に変更を加えた件（同九五二）　三
○航路標識に関する件（海上保安庁六〇）　四
○道路に関する件（関東地方整備局三二一）　六
○都市計画に関する件（同三二二～三二四）　六
○道路に関する件（中部地方整備局一一五）　七
○土地収用法の規定に基づき事業の認定をした件（近畿地方整備局一三八）　八

〔国会事項〕
内閣　国家公安委員会　警察庁　外務省　農林水産省

〔人事異動〕

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕
産　業
日本工業規格（経済産業省）
標準仕様書（TS）の継続について（同）　八
国家試験
採用候補者名簿の有効期間の満了（人事院）　八

〔資　料〕
機械受注統計調査報告（平成二十七年六月）（実績）（内閣府）　九

〔公　告〕
諸事項
官庁
前払式支払手段発行者の発行保証金に係る債権の申出、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
会社その他　二九

省　令

○財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第二号

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十七号）の施行に伴い、株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月二十日

財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　塩崎　恭久
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一

株式会社日本政策金融公庫法施行規則の一部を改正する省令

株式会社日本政策金融公庫法施行規則（平成二十年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省令第四号）の一部を次のように改正する。

第十四条第五号中「第十一条第二項及び」を「第十三条第二項及び」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省・経済産業省令第六号

官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十七号）の施行に伴い、並びに中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律（平成十九年法律第三十九号）第十三条第一項の規定に基づき、中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第十一条第一項の主務省令で定める金融機関を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年八月二十日

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　宮沢　洋一